

子母発0425第2号
平成30年4月25日

各都道府県 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
（ 公 印 省 略 ）

保健所設置市以外の市町村における旧優生保護法に関連した資料の保全について（依頼）

平成8年に現在の母体保護法に改正される前の旧優生保護法に関しては、「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」や「与党旧優生保護法に関するワーキングチーム」において議論が行われており、今般、当省に対し、今後の検討に備えて保健所設置市以外の市町村が現時点で保有する資料について、当省から速やかに保全の協力を依頼するよう要請がありました。

については、貴都道府県管内の市町村（保健所設置市を除く。）に対して、下記により当該資料を適切に保全することを依頼いただくよう御協力をお願いいたします。

記

旧優生保護法下において作成等が行われ、現時点で市町村（保健所設置市を除く。）が保有している旧優生保護法に関連した資料や記録について、保存期限を問わず当分の間廃棄せず、保存を継続すること。

以上

[照会先]

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

課長補佐 工藤春華 企画調整係 橋本捷太 釘持智洋

直通：03-3595-2544 FAX：03-3595-2680